

文化審議会著作権分科会法制度小委員会
令和5年度第3回（2023.10.16）

生成 A I による報道コンテンツ利用 に対する意見

一般社団法人日本新聞協会

-
- (1) 報道コンテンツの無断使用が疑われる事例
 - (2) 有料会員限定のコンテンツをもとに、回答を生成
 - (3) コンテンツを盗用するサイトの記事から回答を生成

(1) 報道コンテンツの無断使用が疑われる事例

(Microsoft Bing AI への質問文)

1000年以上も前の、平安時代の夜、突然、日本の南の夜空に訪れた「客星」について教えてください。

平安時代に、日本の南の夜空に突然現れた「客星」についてお話ししましょう。1000年以上前のことです。この「客星」は、数ヶ月間輝き、人々を驚かせました。また、中国やエジプトなどの外国の文献にも記録されており、現代の科学者たちにとっては宇宙の起源の手がかりとして注目されています。

鎌倉時代の有名な詩人・学者である藤原定家が書いた日記「明月記」によると、客星は1006年4月2日に南天の大犬座の方向に現れました。非常に明るく、数晩間火星のように輝きました。客星の黄色い光は、中国の歴史書に記録された天文官僚たちから「吉兆」と考えられ、皇帝に報告されました。

実際には、「超新星」と呼ばれる星が寿命を迎えて爆発し、大量の元素を放出しながら光を放出したものでした。現代では、「SuperNova」と「1006年」を組み合わせ「SN1006」と呼ばれています。SN1006は、月と太陽以外では歴史上最も輝かしい天文現象の一つです。

SN1006の爆発から残留したものは、今でも数百万度以上の温度で熱い火球（星雲）として宇宙を漂っており、秒速数千キロメートルで膨張しています。京都大学を中心とするチームは、SN1006を研究して、どのように爆発したかや爆発中にどのような元素が生成されたかなどを詳しく調べています。これらを知ることができれば、宇宙物質の起源についての手がかりを得ることができるかもしれません。

お役に立てたでしょうか？ 😊

Microsoft Bing AIによる出力 (2023年8月18日)

平安時代の夜、突然訪れた「客星」...貴族もびっくり超新星

2023/08/10 15:00 宙に魅せられ

 この記事をスクラップする    

今から1000年余り前の平安時代、極めて明るい「客星（見慣れない星）」が突然、日本の南の空に現れた。それは数か月間にわたり夜空を照らし、人々を驚かせた。中国やエジプトなど海外の文書でも記録された「歴史的な天体ショー」が今、現代の科学者から宇宙の成り立ちに迫る手がかりとして注目を集めている。（笹本貴子）

読売新聞オンライン

<https://www.yomiuri.co.jp/science/20230809-OYT8T50005/>

(1) 報道コンテンツの無断使用が疑われる事例

元記事	Microsoft Bing AIによる回答文 ※赤字は元記事との一致箇所
<p>今から1000年余り前の平安時代、極めて明るい「客星(見慣れない星)」が突然、日本の南の空に現れた。それは数か月間にわたり夜空を照らし、人々を驚かせた。中国やエジプトなど海外の文書でも記録された「歴史的天体ショー」が今、現代の科学者から宇宙の成り立ちに迫る手がかりとして注目を集めている。(笹本貴子)</p>	<p>平安時代に、日本の南の空に突然現れた「客星」についてお話ししましょう。1000年以上前のことです。この「客星」は、数ヶ月間輝き、人々を驚かせました。また、中国やエジプトなどの外国の文献にも記録されており、現代の科学者たちにとっては宇宙の起源の手がかりとして注目されています。(署名を削除) 一致:64字/137字(47%)</p>
<p>百人一首の選者として知られる藤原定家が記した「明月記」には、こんな記述がある。現代語に訳せば、寛弘3年(西暦1006年)4月2日夜、南の空のおおかみ座の方向に極めて明るい星が連夜、火星のごとく輝き続けた——という内容だ。中国の歴史書では、客星の黄色の光が「吉兆」だと天文官僚が皇帝に伝えたと言われる。</p>	<p>鎌倉時代の有名な詩人・学者である藤原定家が書いた日記「明月記」によると、客星は1006年4月2日に南天の大犬座の方向に現れました。非常に明るく、数晩間火星のように輝きました。客星の黄色い光は、中国の歴史書に記録された天文官僚たちから「吉兆」と考えられ、皇帝に報告されました。 一致:56字/137字(41%)</p>
<p>エジプトでは「月の4分の1ほど」、イエメンでは「水面がぎらぎら輝き太陽のよう」と様々な表現で記録され、当時の人々が驚く姿が目につく。</p>	
<p>客星の正体は、寿命を終えた星が爆発し、大量の元素をまき散らしながら光を放った「超新星」。現代では英語の「SuperNova」の頭文字と発生年を組み合わせ「SN1006」と呼ばれ、月や太陽を除いて史上最も明るい天体現象だとされる。</p>	<p>実際には、「超新星」と呼ばれる星が寿命を迎えて爆発し、大量の元素を放出しながら光を放出したものでした。現代では、「SuperNova」と「1006年」を組み合わせ「SN1006」と呼ばれています。SN1006は、月と太陽以外では歴史上最も輝かしい天文現象の一つです。 一致:70字/134字(52%)</p>
<p>爆発の残骸は1000年が過ぎた今も、数百万度以上の高温の火の球(星雲)のように宇宙空間を漂い、秒速数千キロ・メートルで拡大を続けているとされる。</p>	<p>SN1006の爆発から残留したものは、今でも数百万度以上の温度で熱い火球(星雲)として宇宙を漂っており、秒速数千キロメートルで膨張しています。 一致:33字/71字(46%)</p>
<p>SN1006をさらに詳しく調べ、宇宙の成り立ちを解き明かそうとする研究を進めるのが、京都大を中心とするチームだ。チームが注目するのは、星雲の内部がどうなっているのかということだ。爆発の際に作られた元素の種類や爆発の様子が詳しく分かれば、宇宙に存在する物質の起源のヒントが得られる可能性があるという。</p>	<p>京都大学を中心とするチームは、SN1006を研究して、どのように爆発したかや爆発中にどのような元素が生成されたかなどを詳しく調べています。これらを知ることができれば、宇宙物質の起源についての手がかりを得ることができるかもしれません。 一致:40字/116字(35%)</p>

(2) 有料会員限定のコンテンツをもとに、回答を生成

「背景に中国の台頭」青学大・佐竹准教授

ミニラテラルが広がる背景や予想される今後の展開について、青山学院大の佐竹准教授に聞いた。



青山学院大の佐竹准教授 - 本人提供

ミニラテラルの定義は、

◆必ずしも定まったものはないが、3~6カ国程度の小規模なグループを指すことが多い。戦略的な関心や利益を共有する国が集まり、分野ごとに機能主義的な協力を進めていくのがミニラテラルだ。多国間のマルチラテラルでは「包摂性」がキーワードになり、敵対する国同士でも同じ枠組みで協調しながらやっていくが、ミニラテラルは必ずしもそうではない。

の枠組みが十分機能していない現状が、こうした傾向を加速させている側面もある。

一方、中国のミニラテラル外交は種別が少なくなる。

中国とロシアが主軸しー

この記事は有料記事です。 約1562文字 (約2390文字)

全ての有料記事が読み放題
ご登録から1か月間は99円!!

有料会員登録して続きを読む

※各ページからいつでも解約できます。

ログインする

パスワードを忘れたらこちら

© 2023 毎日新聞

ミニラテラルとは



会話 画像 動画 ニュース ショッピング 書籍 地図 フライト ファイナンス

すべてのフィルタ ツール

生成 AI は試験運用中のため、品質にむらがある可能性があります。

ミニラテラルとは、戦略的な関心や利益を共有する3~6カ国程度の小規模なグループを指す外交用語です。ミニラテラルでは、各国が分野ごとに機能主義的な協力を進めていきます。

ミニラテラル協力は、安全保障上の課題に集団で取り組むために連携した小グループによる構成です。

ミニラテラルの例としては、クアッド、AUKUS、EU米国貿易技術評議会などが挙げられます。

ミニラテラルは、中国の台頭を背景に、近年多用されている外交トレンドです。

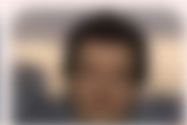
追加で聞く



日本も強化 最新
外交トレンド
「ミニラテラ...

6 時間前

毎日新聞



Google SGEによる出力 (2023年9月15日)

毎日新聞デジタル

<https://mainichi.jp/articles/20230914/k00/00m/010/109000c>

画像の一部を加工

(3) コンテンツを盗用する海賊版サイトの記事から回答を生成



1970年大阪万博を専門に報じていた当時の新聞「SUNDAY EXPO」は、「開幕2年前」の状況をどのように報じていたか

✓ '1970年大阪万博を専門に報じていた当時の新聞「SUNDAY EXPO」は、「開幕2年前」の状況をどのように報じていたか'を検索しています

✓ 回答を生成しています...

1970年の大阪万博に関する当時の新聞「SUNDAY EXPO」の1968年7月7日付紙面には、開幕2年前の状況が報じられていました¹。この新聞は大阪市内の企業が毎週日曜に発行し、1部20円で販売されていました¹。紙面を読み解くと、世相がうかがえる記事があり、会場建設の遅れや予算逼迫など、今回の万博に通じる問題を抱えていたことが浮かび上がりました¹。また、漫画や風刺画も多く掲載されており、入場料の高さや建設費の高騰などについても触れられていました¹。

¹ <独自>70年大阪万博の専門紙発見 建設遅れ...

詳細情報: 2. yomiuri.co.jp 3. hobby.red-cm.com 4. nikkei.com +1 その他 4 / 30 ●

Microsoft Bing AIによる出力 (2023年9月22日)

上は海賊版サイト

元記事は産経ニュース

<https://www.sankei.com/article/20230812-XJZ2MVHMG51FPF7QY2XBRJVNH4/>

画像の一部を加工

なぜ、問題事例が相次ぐのか

- 著作権法「30条の4」により、新聞社・通信社は、AIの学習過程における報道コンテンツの利用を法律上、原則拒否できない
- 「robots.txt」設定による技術的拒否にも限界
- 膨大な量の生成物の著作権侵害の有無を一つひとつ確認するのは困難

問題事例は止まらない

- 著作権者である新聞社・通信社に対価は払われていない（データを取られ放題）
- 「30条の4」がある限り、報道コンテンツへのタダ乗りは避けられない
- 日本新聞協会だけでなく、内外の多くの著作権団体が生成AIに対する懸念を表明

- 新聞社・通信社の報道コンテンツは、多大な労力とコストをかけて作った貴重な知的財産
- 報道コンテンツを利用するユーザーは、新聞社・通信社から許諾をとり、対価を支払うのが原則

生成AIによるコンテンツ生成の現状

- 無許諾で学習した著作物（報道コンテンツ）をベースに大量のコンテンツを生成
- 生成物において、報道コンテンツの表現上の本質的な特徴と類似した表現も多発
- 生成物において、軽微利用を認めた「47条の5」を逸脱するような事例が少なくない

新聞社の記事データベース事業との衝突

しかも、

- 新聞社は記事データベースを有償で提供
- 最近は、AI開発向けにも情報解析用の記事データ集（コーパス）を販売
- 生成AIによる報道コンテンツのデータ収集（データ蓄積）は、新聞社が手掛ける記事データ販売市場と衝突

生成AIによる報道コンテンツの学習は、

「30条の4」の但し書き「著作権者の利益を不当に害する場合」に該当するのではないか

そもそも、

「30条の4」が導入されたのは、人の知的、精神的欲求を満たす目的には使わず、著作権者の収益機会を損なわないことが前提だったはず

（**立法時と前提が変わってきている**）

生成AI問題の捉え方

- 新聞社・通信社からみると、生成AIを巡る問題はプラットフォーム問題の延長線上にある

＜プラットフォーム問題とは＞

- ✓ 低い配信料
- ✓ タダ乗り（スニペットやサムネイル利用の対価なし）
- ✓ ゼロクリックサーチ（検索結果で満足、オリジナル見ず）
- ✓ 不十分なデータ開示
- ✓ 交渉力の大きな格差など

● 9月21日、公正取引委員会は「ニュースコンテンツ配信分野に関する実態調査報告書」公表

<主な指摘事項>

- ✓ ニュースポータル事業者、検索事業者はニュースメディアに対して、独禁法上の優越的地位にある可能性
- ✓ 検索結果を見るだけで、リンク先であるオリジナルのサイトにアクセスしないことがある人は8割
- ✓ 消費者は、ネット検索において、スニペット等の閲覧によりニュースコンテンツを一定程度消費している
- ✓ ポータルサイトへの配信料について、広告収入以外の収益への貢献についても反映することが望ましい
- ✓ ニュースポータル事業者が著しく低い許諾料を設定することは独禁法上問題

公取委のスタンス

- 公取委は、プラットフォームがニュースメディアに大きな影響を与えているとの見解
 - 「ニュースコンテンツが国民に適切に提供されることは民主主義の発展において必要不可欠」
 - 認められる団体交渉を例示する異例の対応も
 - 「生成AI等が競争に与える影響について注視していく」とも言及
-
- 新聞社・通信社が打撃を受けていることの裏返し
 - 生成AI問題は、事態をより深刻化させる恐れ

生成AIは、より大きな問題を抱えている

社会全体にとって大きな脅威は、

- **ハルシネーション**（幻覚）
- **ディープフェイク**（見破るのが困難）
- 偽情報・誤情報を学習したAIが、さらに、偽情報・誤情報を拡散していく恐れ
- 選挙などに悪影響を及ぼす可能性も

現状のままでは、

- 生成AI普及等に伴うニュース市場棄損によって
ニュースメディアが弱体化
- ハルシネーション等の問題（社会を混乱）



民主主義の危機

（良質な報道コンテンツは民主主義を支える基盤）

少なくとも、

- 著作権法「30条の4」の改正が必要ではないか
- AIによる「学習」を著作権者が拒否できる、もしくは、利用時には許諾を得る仕組みの整備が必要

権利保護、データ利活用双方の観点から、技術の急速な進化に見合った適切なルール整備が急務